

「和光市子ども・子育て支援会議」について

○設置根拠

子ども・子育て支援法第72条第1項、児童福祉法第8条第3項、こども基本法第13条第3項、和光市子ども・子育て支援会議条例

○審議事項

・子ども・子育て支援法関係

- ①特定教育・保育施設の利用定員について
- ②特定地域型保育事業の利用定員について
- ③乳児等通園支援制度の利用定員について
- ④子ども・子育て支援計画の策定、変更について
- ⑤子ども・子育て支援に関する各種施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び施策の実施状況について

・児童福祉法関係

- ①家庭的保育事業等または乳児等通園支援事業の認可について
- ②児童・妊産婦・知的障害者の福祉に関する事項について

・こども基本法

- ①こども施策に関し、その地域内のこどもの実情に応じた施策の策定及び実施について

○委員構成

- (1)こども・若者
- (2)こどもの保護者
- (3)労働者を代表する者
- (4)こどもの福祉に関する事業に従事する者
- (5)こどもの教育活動に従事する者
- (6)こどもの福祉に関する市内の公共的団体等を代表する者

- (7)こどもの福祉に関し学識経験を有する者
- (8)情報の分析及び統計に関し学識経験を有する者
- (9)地域福祉の業務に従事する者
- (10)こどもの権利擁護に関し知識経験を有する者
- (11)公募による市民

※任期：令和8年4月1日～令和11年3月31日

「和光市子ども・子育て支援会議部会」について

○設置根拠

和光市子ども・子育て支援会議条例第8条、和光市子ども・子育て支援会議条例施行規則

○部会構成員

本会議の委員から会長が指名する委員、部会が処理する事務に関し知識経験を有する者から市長が委嘱する部会委員で構成

○部会機能

基準検討・児童福祉部会

(1)特定教育・保育施設の運営に関する基準その他市が定める子ども・子育て支援制度における基準の検討に関すること。

(2)児童福祉法に基づく、こどもに対する支援の措置に係る報告に関すること。

児童福祉の審議に係る
合議体

支給認定審査部会

(1)教育・保育給付認定、施設等利用給付認定その他市が行う子ども・子育て支援制度における支援の利用決定の審査及び判定に関すること。

第1合議体
第2合議体

保育料検討部会

(1)利用者負担額その他市が定める子ども・子育て支援制度における利用者負担の検討に関すること。

施設認可部会

(1)民間保育所、家庭的保育事業等、乳児等通園支援事業その他子ども・子育て支援制度における事業を行う施設に対し市が行う認可、確認及び指導に関すること。

こども・若者部会

(1)こどもの権利及び福祉の向上を目的としたこどもからの意見聴取、こども施策の検討及び評価に関すること。

「和光市こども計画」策定の経緯

1. こども基本法（令和5年4月施行）やこども家庭庁の創設など、こどもに関する取組・政策がより一層重要視され、市町村においては国の策定した「こども大綱」、都道府県が策定する「こども計画」を勘案した「こども計画」の策定が定められた。
2. 第2期和光市子ども・子育て支援事業計画は、計画期間が令和6年度までであり、令和7年度～令和11年度を計画期間とする次期計画を策定する必要があった。
3. 和光市において、こども政策をより総合的により一層推進するため、国の動向を踏まえながら「子ども・子育て支援事業計画」を包含する形で、和光市の実情に合わせた新たな計画として、「和光市こども計画」を策定した。

「和光市こども計画」と国・県の定める大綱・計画の関係

子供の貧困対策に関する大綱
（令和元年閣議決定）

少子化社会対策大綱
（令和2年閣議決定）

子ども・若者育成支援大綱
（令和3年子ども・若者育成支援推進本部決定）

こども大綱

都道府県こども計画

市町村こども計画

こども基本法第9条に定められ、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項及びこども施策を推進するために必要な事項を定められ、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律に準拠したもの

埼玉県こども・若者計画

和光市こども計画

「こども」の表記

令和4年9月15日付内閣官房副長官補佐付こども家庭庁設立準備室事務連絡「こども」の表記の推奨について（依頼）のとおり、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。

特別な場合

- (1)法令に根拠がある語を用いる場合
- (2)固有名詞を用いる場合
- (3)他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

和光市こども計画における「こども」の範囲

こども基本法第2条において「こども」は「心身の発達の過程にある者」とされており、こども大綱の注釈において、概ね30歳未満とされている。「若者」については、こども大綱では、思春期・青年期も対象としている。そのため、本計画におけるこどもの範囲も0歳から概ね30歳未満とする。また、思春期、青年期の全体を明確にしたい場合には「若者」を用いる。

乳幼児期

学童期

思春期

青年期

中学生から概ね18歳

18歳以降～概ね30歳未満

児童

若者

こども

和光市こども計画の基本理念

こどもが幸せを感じ地域みんなで幸せを実感できる
「こどもまんなか」和光

こどもの権利条約にあるように、こどもは権利の主体です。こどもの権利が行使できなかったり、保障されなかったりすることは、こどもや家庭、その周囲だけの問題ではなく、地域社会全体の責任です。日常生活の中で、常にこどもの権利が保障され、すべての市民がこどもと共に地域社会をつくるという文化の創造が必要です。

本計画における「こども」は、これまでの「こどもは地域社会において大人から守られる受動的な存在」というだけではなく、「こどもも地域社会の一員として権利をもつ主体」とあるという考え方に改めます。本計画は、こどもも大人も互いに尊重され、互いを理解し、共に成長していける地域社会をつくることを明確にした計画です。こどもを権利の主体として認識し、こどもの最善の利益を最優先に考える「こどもまんなか」の社会を実現することを目指します。

和光市子ども計画の基本的な視点

こどもの権利条約の示す「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「こどもの意見の尊重」、「こどもの最善の利益」の4つの原則が社会に広がり、守られることが大切です。和光市は、この4つの原則を基本的な視点とし、施策を展開していきます。

差別の禁止

生命・生存及び発達に
対する権利

こどもの意見の尊重

こどもの最善の利益

和光市こども計画の基本目標

こどもにとって、「今」が大切であり、こどもは「今」を生きています。こどもにとっての数年後はまた別のステージへと変わっています。こどもの「今」をウェルビーイングな状態とし、こども・若者、子育て家庭、地域にとって、「今」のウェルビーイングな状態の積み重ねが目指すべき姿となるよう、和光市は以下の4つを基本目標とします。

今、こどもが地域に参加して楽しいと感じる

【目指す姿】

こどもの権利が保障され、こども一人一人が日常生活や地域社会等の場面で安心できる居場所があり、安心して意見を表明し、自分らしさを肯定され、周囲に受け入れられているとこどもが実感できる社会を目指します。

今、こどもが主体的に健やかに成長できる

【目指す姿】

こどもが自身の権利を認識し、こどもが主体となり成長することを支援します。こどもが、心身ともに安心・安全に暮らすことができる社会を目指します。

今、子育てが楽しいと感じる

【目指す姿】

妊娠期からこどもが自立するまでの全ての子育て家庭が、地域の中でつながりながら、楽しく居心地がよく暮らすことができる社会を目指します。

今、こどもを支える地域社会がある

【目指す姿】

地域が、こどもは地域社会を形成する一員であり、その主体であることを認識して、地域でこどもを支える社会を目指します。